

労使協定締結のための従業員代表立候補者の通知

従業員の皆様へ

2021年3月1日にご案内した、労使協定を締結する為の従業員の過半数代表者として下記の方お一人が立候補されましたのでご通知いたします。つきましては下記の方を代表者として信任するか否かをお示しください。下記の要領で投票を行ってください。

記

①労使協定の内容

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

(同一労働同一賃金の実現に向けた派遣社員の賃金体系、昇給方法、評価方法などの規定)

②立候補者：山本達也

③投票の方法

派遣担当者へ連絡による投票

④投票締め切り日

令和3年3月10日14:00

また、過半数代表者が協定に関する事務を円滑に遂行できるよう必要な配慮を行います。

⑤代表者決定方法

期日までに投票が従業員総数の過半数に満たす場合、立候補者を労働者代表とします。

尚、労働者代表の任期は2021年4月1日より1年です。

以上